

第4章 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

1 広域化を推進するための県の体制の整備

消防組織法第33条第2項第4号に基づき、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、県においては次のような措置に取り組む。

(1) 広域化を推進するための体制の整備

広域化対象市町村が運営計画を作成し、広域化を実現するまでの間、必要な調整及びその他の必要な援助が行える体制を整備する。

(2) 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等

県の広報活動を活用し県民及び関係者に情報提供を行うなど、積極的な普及啓発を行う。

(3) 各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保等

市町村、消防関係者には常に情報提供を行うとともに、必要に応じて説明会等を開催する。また、これらの機関からの相談対応体制を確保する。

(4) 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等

広域化対象市町村の全部又は一部から求めがあったときは、消防組織法第33条第4項に基づき、市町村相互間における必要な調整を行う。

なお、この必要な調整とは、広域化対象市町村から求めがあったときは、県が当該市町村と当該市町村が消防の広域化を協議している相手市町村との間の広域化に関する事項について、幅広く仲介、連絡調整等を行うこととし、具体的には関係市町村間の話し合いが行き詰まった場合に、県が積極的に調整に乗り出すこと等が想定される。

(5) 広域化に関する調査研究

市町村の消防の広域化を推進するために必要な消防の現状と将来見通し等について、調査研究を重ねるとともに、消防関係者の意見の把握に努める。

2 広域化対象市町村が設置する協議機関等

消防の広域化を推進するためには、県域七消防本部体制の区域割毎に協議機関を

設置して、運営計画の作成等について協議を行う必要があるが、協議機関の設置に当たっては、現在の消防本部や構成市町村において、協議機関の性格、組織体制及び事務局体制について、事前に十分な調整を行っておく必要がある。

また、協議に当たっては、広域化後の消防本部の組織体制や構成市町村間の負担割合などについて具体的な検討を行い、構成市町村の共通認識を得るとともに、住民及び消防職員等に情報を提供し、関係者のコンセンサスを得るよう努める必要がある。

第5章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

1 広域化後の消防の体制の整備

市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果を十分発揮することができるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要である。したがって、本部機能、指令業務及び職員の身分の一元化が必要である。

なお、消防の広域化に伴い、管轄する面積が広大となるので、広域化当初においては一元化できない場合が予想されるが、住民サービスを低下させないためにも、許認可事務など一定の窓口業務を消防署長の権限とするなど、段階的に取り組んでいくことが有効である。

2 構成市町村等間関係

市町村の消防の広域化は、主に一部事務組合、広域連合（以下「組合」という。）又は事務委託により行われることとなるが、それぞれの特徴を十分認識した上で、組合の構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村（以下「構成市町村等」という。）との意思疎通及び情報共有が円滑に行われる方式を選択する必要がある。

3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要であるが、そのための方策としては、以下のような事項について、構成市町村等間において十分協議の上、事前に決定しておくことが必要である。

(1) 組合の方式による場合

- ① 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- ② 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画の策定
- ③ 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画の策定
- ④ 部隊運用、指令管制等に関する計画の策定
- ⑤ 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができる相互連絡、情報共有等に関する計画の策定
- ⑥ 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みの構築

- ⑦ 組合の運営に関し，住民意見の反映

(2) 事務委託の方式による場合

- ① 委託料に係る基本的なルール
- ② 災害時等に委託市町村の長と消防長，消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができる相互連絡，情報共有等に関する計画の策定
- ③ 消防事務の運営に関し，住民意見の反映

第6章 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、消防力の整備指針第 37 条に基づき、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合を除き、一市町村に一団を置くことに変わりはない。

このため、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保を図る必要がある。

具体的には、次のような方策が考えられる。

- (1) 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- (2) 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のため、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- (3) 常備消防と消防団との複数の連絡通信手段の確保

2 市町村防災・国民保護担当部局との連携の確保

市町村の防災や国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要である。

このため、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保を図る必要がある。

具体的には、次のような方策が考えられる。

- (1) 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
- (2) 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- (3) 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定期的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- (4) 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- (5) 総合的な合同防災訓練の実施

- (6) 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- (7) 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる24時間体制の確保

ま と め

自治体消防制度が発足して今年で60年が経過した。その間、本県では、これまでに経験した幾多の災害の教訓を生かして、今日の消防体制が確立されているところである。

しかしながら、昨今の消防需要は、複雑多様化する災害への対応、予防業務の専門性の確保及び救急業務の高度な要請など、質・量ともに大きく変化、拡大しており、これらの消防需要を満たすためには、それぞれの消防本部が確立された財政基盤に立って、十分な人員体制と施設・設備の整備により、組織的に対応していく必要がある。

本計画は、これからの消防需要に十分対応できる消防体制の整備及び確立を図るため、市町村の消防の広域化を推進することを目的として策定したものである。

については、広域化対象市町村においては、本計画に基づき、消防の広域化に関する必要な事項について十分協議の上、運営計画を作成し、市町村、消防本部が相互に連携して広域化に取り組み、その実現を図ることとする。